東京家政学院大学紀要　第 43 号　2003 年　人文・社会科学系　抜刷
（2003 年 8 月発行）

里親制度について

― 日英の法制・家族のあり方の比較から ―

ウィリアムス　飯久保　蔦　枝

里親制度[1]について
－日英[2]の法制・家庭のあり方の比較から－

ウイリアムス 飯久保 蔦 枝

はじめに

本研究では，まず両国の里親について，法的および歴史的な視点から概観し，さらに家庭の在り方を社会文化的視点から捉えて比較してみる。

近年，日本では，少子化傾向にも拘わらず，非虐待児数は増加し，児童福祉施設である児童養護施設は都市部では殆ど満杯に近い。施設の増設は財政的問題や社会福祉政策の施設福祉から地域福祉への転換によって進展していない。児童福祉分野の要保護児童の処遇に関しても，施設養護から家庭養護へという国や地方公共団体の方針が打ち出され，2002 年 10 月厚生労働省は 52 年ぶりに里親の種類と最低基準などが改正された。理念としての家庭養護は理想的であるが，現実としては，実現していく上で様々な課題が予想される。一方，欧米では要保護児童への対応として，里親制度は盛んであり，施設収容児数と里親による養護児童数は，イギリスと日本の数的対比は正反対である。昭和 40 年以降，経済的には，欧米とほぼ同水準になった日本で，何故里親制度が進展しないのか。日英の法的・制度的側面の歴史的相違だけでなく，社会文化的要因，特に日英の家庭のあり方の相違によるところが大きいのではないかと著者は仮定し，自身の 44 年間の英国人との婚姻生活またその親族や友人との交流体験や 20 回ちかくの英国滞在体験を基に，文献やイギリスでの今夏の現地調査によって里親制度について検討した。ここでは養子縁組を前提とした里親制度にはふれない。

1．イギリスの第二次大戦後の社会福祉の法的展開と児童に関する法律

西欧型福祉社会のモデルとなって，他の国々に影響を与えた，1942 年に出されたベバリッジ（Bevaridge）報告「社会保険と関連サービス」は包括的な社会保障のための改革プランであった。それまでの地方分権型から中央集権体制福祉国家となった。児童福祉に関してみると，1948 年の児童法（the Children Act ）によって，救貧的児童救済から普遍主義的サービス給付（家族法，児童養護法，里子法）へと転換した。しかしそれぞれが整合性を欠いていた。また 1960 年代後半から 1970 年代へとイギリス経済の停滞から福祉財源確保の問題が深刻化した。1968 年シーボム報告（the Seebohm Report ）が出され制度の抜本的改革を目指したコミュニティ（カウンティなどの自治体）によるサービス提供体制を作っていく政策がとられるようになった。より有効な家族サービスが中心的課題であった。地方自治体の社会サービス部を再編し，対人福祉サービス（ソーシャルワークを中心とするホームヘルプ，食事サービス，デイケア，訪問看護等）を重視し，家族問題への効果的なサービス運用を図った。

児童福祉に関する権限と義務は 1963 より地方当局に課せられたが，さらに 1980 年の児童ケア法（the Child Care Act ）によって，1948 年児童法の諸規程と 1963 年の児童少年法の予防活動に関する規定が統合された。

1980 年代にはサッチャー保守党内閣により社会保障，社会福祉費の大胆な削減策が講じられ，1982 年には「バークレイ（Berkley）報告」が出され，ソーシャルワーカーの役割の重要性を強調し，地域福祉を重視した方策がさらに展開していった。1989 年には児童関連の既存の法律を改正し，11 章 78 条からなる総合的な児童法が提案された。同法は（1）国および自治体の責任と権限（2）各種児童養護施設や里親制度の機能や

人文学部人間福祉学科

役割等を規定している。[3] さらに，1990 年代にはいって，「グリフィス（Griffith）報告」（1988 年）によって，国民保健サービスおよびコミュニティ・ケア法が制定され，さらなるコミュニティの活性化，サービスの民営化，多様化も行われた。

２．イギリスの里親制度

１）特色…イギリスの要保護児童処遇の一大特色は家庭養護にある。イギリスでは家庭に恵まれない児童への処遇として，児童養護施設に収容するか，適当な里親へ委託するかという二つの処遇がある。後者の場合，児童は里子と呼ばれている。この里子方式が現代のイギリスでは主流となっている。両者の数的比率はほぼ１対９である。[4]

２）法的推移…1948 年の児童法（the Children Act）以来，「要保護児童の処遇において，問題行動や障害などのために里親委託に適さないケース以外は，可能な限り里親委託の形態とることが目指されて来た。」[5]　同法では　1）それまでの救貧法による救済から，経済的問題を要件としない普遍主義的なサービス給付としての任意的ケア制度　2）子どものケアにかかる専門的福祉行政当局としての児童委員会（局）の設置　3）里親ケアの強化などによる代替ケアサービスの質的充実が内容に盛り込まれた。[6]　1. でみたような1960 年代以後の一連の法制度改革の実地を経て，地方自治体の保護下の児童は，80 年代のコミュニティケアの推進及び家庭養護のさらなる促進政策によって，里親委託が進展した。[7]　特に 1980 年の里子法（Foster Children Act）が適用されて，公的な保障やサービスも受けられるようになった。[8] 里親に委託される児童は，保護者が傷病や服役等で子どもの面倒をみられない場合だけでなく，被虐待児，障害児や兄弟姉妹（兄弟姉妹はできるだけ同一の里親に委託される）や年長児等，従来は里親委託が困難と思われていた児童も対象になった。

３）里親になる手続き・数等…里親制度に関する一般的な原則は，里子法（Foster Children Act）等によって全国一律であるが，里親の応募方法や認定基準，委託方式および里子手当等は地方自治体（カウンティ）によって異なる。里親になることを希望するものは，住んでいるカウンティをこえて応募することができる。里親になるためにはある程度の物質的水準が必要であるが，より重視されるのは，委託された児童の健全な発達のため家庭的に精神的にも安定していることである。数に関しては，要保護児童数全体が減少しているが，里子数は横ばいか頭打ち傾向（2002 時点で約３万数千人から４万人の間）にある。日本のような登録里親数の統計はなく，前述の里親募集をみて，里親になるか否かをきめる。また単身者や同棲者でも里親になれる。里親の募集方法で日本と非常に異なる点は，里子法で規制されているにもかかわらず，里子候補児童の色付き顔写真と一緒に，その子の一般的特徴および長所や行動特性，さらには家庭養護で‘密着した愛情や抱きしめ等’の要求充足の必要等の理由の説明文をつけて機関紙に掲載し，公開していることである。[9]

４）研修・講習等…里親ケアを推進・充実のため，里子委託の申請手続きをした者は詳細な説明を受けた後，認定前２回，認定後４回，カウンティや認定された諸団体の講習や訓練を義務づけているところが多い。また地方当局はソーシャルワーカーが里親を支援するために定期的（少なくとも６カ月に一度）里親家庭を訪問し助言や相談にのる。

５）養育費等…手当も引き上げられた。里子ケアのコストは施設ケアのそれの約七分の一である。費用は親が支払い能力に応じて負担することになっているが，支払い免除になるものがかなりいる。16 歳以上の児童は本人が費用負担の責任を負うことになっている。

６）里親の義務と権限…里親は自分に子がいる場合は実子と同じ処遇や保護をしなければならない。里親のあり方として「善意より仕事」と割り切り，能力や技術もプロとして，処遇困難な子どもを扱う里親もいる。専門里親といわれ，仕事として，同時に数人を預かる，10 年，20 年で 20 人から 40 人以上の世話をした里親が日本よりはるかに多い。里親は里子のもっている，個人情報を漏らさない守秘義務をもっているが，処遇上困難に直面した場合はソーシャルワーカーと対等に協議したりする。

7）民間機関…イギリスでは里親の歴史が長いため，地方自治体社会サービス部以外にも多くの民間の里親に関わる団体が活動している。著者は2002年の夏，BAFF（英国養子縁組里親委託機関協会）というロンドンで一番古くかつ大きい組織の本部等を2カ所訪ねた。里親制度の広報活動や里親の訓練や研修のための出版物やビデオを出している。そういった団体の本部には，常駐のスタッフが数人常勤しており，小規模ながら図書館もあって，里親制度に関心をもっている人に，親切な説明と十分な情報を提供してくれる。そこで，働いていた，60代半ばの女性は，これまでに何十人も実子以外に里子を養育し，クリスマスや誕生日には大勢が集まって来てくれ，「わたしの老後は里親をしたことでより豊かになったので，余生がたのしみである」と話してくれた。

3．日本の最近の福祉動向と児童福祉法の改正

1．最近の福祉動向

急激な少子高齢化社会において，生産年齢人口と65歳以上の人口比がピラミッド型から，逆ピラミッド型になって，年金等の世代間のバランスが維持できなくなってきた。同時に，医療や介護を必要とする高齢者が日本人の長寿化と共に増加したことや核家族化（2000年の時点で単独世帯を含めた算出方法での核家族率は総世帯数のなかでは84％）[10]・都市化による，育児・介護という家族機能の社会化によって，1989（平成元）年国民年金法の改正（学生の強制適用・国民年金基金の創設等）や高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）[11]が出た。それに伴い，1990（平成2）年福祉関係八法の改正[12]がなされた。1994（平成6）年新ゴールドプランが出され，遂に，2000（平成12）年には介護保険法が施行された。ゴールドプラン21および社会福祉事業法が社会福祉法と改められ，1999（平成11）年の「社会福祉基礎構造改革[13]について」が中央社会福祉審議会から「中間まとめ」として出た。第二次大戦後，初めて，少子・高齢化社会に対応するため，福祉理念からシステム（実施方法や体制）まで構造的大転換をすることになった。

さて，児童福祉の分野を前述との関連でみてみると，戦後間もなくは，戦災や戦争による孤児が巷にあふれていた。1947（昭和22）年，児童福祉法が制定され，全児童を対象に，「子どもの健やかな成長を，国・地方公共団体は，児童の保護者とともに，児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」（児法第2条）と謳われた。

1940年代後半の第一次ベビーブーム，出生数270万人（1948年），そして，その世代が親になった1960年代後半から1970年代前半の1973年の第二次ベビーブーム出生数209万人（1973年）以降，出生数は減少の一途をたどり，いわゆる「1,57ショック」といわれた1989（平成元）年，さらに合計特殊出生率は1998（平成10）年には1.38，2001（平成13）年は1.33まで下がった。

1971（昭和46）年児童手当法が制定され（第3子以降，義務教育終了まで），翌年施行された。以降1982（昭和60）年の改正（第2子から義務教育就学前），1991（平成3）年の改正（第1子から対象，3歳未満），さらに2000（平成12）年の改正では，就学前の児童全員へと拡大したが，依然として出生数は上向いてはいない。

「1.57」ショック以後，政府は真剣に家庭児童政策を，関係各省庁と検討し，数回に亘る報告書を提出した。平成5（1993）年の『子ども未来21プラン』に於いて，高齢者・身体障害者分野で行われた同じ視点（措置事務の市町村移転・児童保健福祉計画の策定）を児童家庭福祉施策に適用し，かつ平成6（1994）年5月にわが国が締結した児童の権利条約で謳われている，児童の権利保障をも盛り込んでいる。この視点は平成6（1994）年のエンゼルプランにも取り込まれた。

児童福祉法改正は1947（昭和22）年制定以来50次以上にわたる改正が行われてきたが，抜本的改革は1997（平成9）年である。改正の柱は3点①保育所について②児童養護から児童自立支援へ③児童家庭支援センターの創設がある。ここでは三点についての詳細の説明はさけるが，第③については，今後の里親への支援という点で深く関わっている。

4．日本の里親制度と2002.10の改正点

1）法的根拠…里親制度に関しては，児童福祉法

第27条第1項3号で「都道府県の採るべき措置」として，その三項で「保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を養育することを希望するもので，都道府県知事が認めたもの」を里親に委託するとある。

2）里親の種類…里親には養子縁組里親（普通養子縁組・特別養子）と養育里親（短期・長期）がある。後者には養育家庭（養子縁組を目的としない）及びファミリーホーム（里親型）がある。ファミリーホームは養育家庭登録者の中から一定の要件を満たした人を，都が養育者として指定し，6人程度の児童を家庭の中で養育する。都には平成13年度現在6ホーム指定されている。グループホーム（施設型）は児童養護施設の職員が養育者となり，6人程度の児童を施設から独立した家屋で養育する。また，児童養護施設にいる児童を短期間家庭に受け入れ，児童の家庭的生活体験をするフレンドホームがある。[14] [15]

3）手続き等・数…里親になることを希望するものは児童相談所に登録し，都道府県知事が適当と認めた者は登録里親となる。平成12年全国で登録里親数7,403家族（2002年10月現在）[16]で児童が委託されている里親数は1,699人で里親に委託されている児童数は2,157人である。[17] 10年間をみると，年々里親登録数及び委託児童数は減少してきている。1996年度末時点の養護措置児童に占める里親委託児童の割合は0.6％である。これは非常に「低調」であると云える。[18]

委託児童の平均年齢は9.2歳，平均委託期間は5.4年となっている。[19]

上記に該当する児童は，都道府県及び政令指定都市に設置されている児童相談所をとおして，児童養護施設に措置されている児童，または，民間の養育家庭センター（都内では9か所あり，全部が児童養護施設に付設している。平成13年度廃止）から里親に委託される。

4）養育費等…1. 里親手当月額5万円　2. 生活費等月額6万190円（小学校低学年の場合）3. 医療費，学校給食費などの実費　4. 高校や大学に進学するときは修学金，支度金　5. 委託時に支度金として4万6400円　6. 児童は税法上の扶養控除の対象となる。[20] 専門里親には通常の里親より3倍の手当が支払われることになっている。

5）2002（平成14）年10月の改正点

養育里親を基本として次の5点が改正された。

(1) 専門里親の新設…被虐待児を2年以内の期間預かる。児童養育に一定の理解と経験のある者で，特に児童福祉司経験者や児童養護施設の元職員，教育関係者，里親の経験者で登録時に児童の心理的ケアの研修を受けることになっている。当面100人程度を目指している。

(2)「親族里親」の新設…従来の民法の扶養親族のしばり（民法877条1項　扶養義務は直系血族及び兄弟姉妹は相互に扶養する義務がある。と規定しているので，これまでは三親等内の親族が里親になることは原則的に禁じられてきていた）を拡大し，3親等内の親族で，両親その他現に監護するものが死亡，行方不明または拘禁等の状態となったことにより養育が期待できないこと，を要件とした。祖父母やおじ，おばが里親となることで，身内の子どもの養育に経済的およびケースワーク的支援を受けられるようになった。このことは，「他人よる養育よりも拡大家族による児童の養育が，その子どもも利益にかなうという，国際的に承認された児童福祉の理念にも沿っているからである」[21]

(3)「短期里親」は1974（昭和49）年に創設されていたが，1年以内の委託期間で，施設在所児が，夏休みや週末に里親家庭で過ごすことができるように規定された。

(4) 里親の「養育最低基準」も明文化された。50年前にこの問題は関係者の間で検討されていたが，行政関係者の間で曖昧にされたままになっていた。[22]

(5) 里親の年齢制限が拡大された。従来は50歳から60歳未満であったが，70歳ぐらいまで認められてよいのでは無いかという状況になった。

5．イギリスと日本の家庭のあり方の相違

両国とも家庭を非常に大切にしている点では共通している。しかし，極端な云い方をすれば，家庭の中心が，イギリスでは夫婦にあって，日本では親子にある。従って，社会関係がこの軸を中心に展開している。具体的には，イギリスでは隣人

や友人又職場の人間関係が夫婦単位で行われている。もし，結婚しているのに，単身で出かけると，夫婦仲がうまくいっていないのではないかと疑られる。イギリスの夫婦の絆は相互の愛情関係にあるので，離婚率（三組に一組）や再婚率は日本よりはるかに高いことは周知の事実である。最近のイギリスの出生児の４割は未婚の母から生まれている。著者はこの数字が信じがたく，数人のソーシャルワーカーや中産階級の知人に質問してみたが，「残念ながら本当です」という返事であった。これは，未婚の母に対して住宅をはじめ，手当てが十分なので，若者は子の将来を考えず生んでしまい，子育てに困難を来してしまうと云うことであった。南部のコーンヲール（Cornwall）地方では，市役所が立派な冊子を作って，若者に正式な結婚を奨励していた。また旧植民地からの移住者の二世代目が親になる時代となって，里子と里親のマッチングの時に，人種的外貌や宗教など出来るだけ一致させるようにしているとのことであった。一方，日本の夫婦の役割では妻は隣人関係を，職場や友人関係はそれぞれに，親戚関係のうち冠婚葬祭は夫婦で，日常的にはそれぞれでつきあっている。家庭内での男女性別役割は日本の場合，かなり平等になってきているとはいえ，子育ては，とくに子どもが幼少時には妻に責任がかかっている。夫は職場が遠隔地にある場合が多く，サービス残業や仲間との飲み会で夜遅く帰宅することが多くの家庭で当然と思われている。

イギリスのブレア首相が首相在任中にも拘わらず，育児休暇をとったことは，労働党を指示している女性票を意識してのことと思われる。イギリスの上流階級や裕福な中流階級では，伝統的に子育ては，人を雇って行うか，6 歳ぐらいから，全寮制の私立学校にいれてしまう。現在は中流階級と労働者階級の格差が少なくなってきているが，依然として 300 以上の私立学校があり，余裕のある家庭は，子どもを私立の全寮制に入学させている。著者も自身の子どもを全寮制の学校に入学させたが，その経験からいえることは，子どもを「質実剛健」に育てるので，親が裕福でも物質的にスポイルされないといえる。個別的な配慮が十分なされるが，小集団生活（親元からはなれて，校庭内にある，ハウスに居住し）を通して，協調性やリーダーシップを養う。困難な状況に耐える訓練を行う教育方針は，かって，海外に多くの植民地をもっていて，そこに指導者を送り出すために人材を養成した私立学校（パブリックスクール）の伝統が今も生きていると感じた。平均的またはそれ以下の家庭も，食品や身の回りの物を「手作り」ですることを‘良し’とし，子どもたちは，ガーデニングやジャム作り等日常的に良く親の手伝いをする。このような雰囲気をもったイギリスの家庭に里子が迎えられると，まず，近所に紹介され，その家庭は一種の「尊敬の念」をもってみられる。イギリスの長い夏の夕暮れ，子どもを沢山連れて散歩する親たちをよく見かけたが，聞いてみると，その何人かは里子であるということであった。

もちろん，日本にも，里子を何十人も育てた夫婦がいるが，それは，テレビで取り上げられるぐらい少ない。日本の農業が機械化され，中小企業が減少していく中で，里子を育てられる家庭は少なくなるいっぽうである。第二次大戦前・中に生まれた親の世代が多子家庭で育った人が多い。その世代は高齢化してきているので，その次の世代が親になっていて，何人も子どもを育てる困難さを知っているので，１～２名実子以外に里子を引受けることを躊躇する。日本の主婦，特に専業主婦は子どもが小さい時は家庭に「いつもいる」ことを期待されているので，イギリスの主婦のように，夫と週末の夕方は子どもなしで‘息抜き’が出来ない。そして，高齢の親の介護の必要が生ずると，まず専業主婦をしている女性の肩にかかってくるので，実子以外の子どもの子育てどころではなくなる。この点に関して，イギリスの主婦は親の介護問題からは解放されているといえる。核家族化がもう 150 年ぐらい続いているので，親も子に介護を初めから期待していないのである。加えてイギリスの住宅事情が日本と比較にならないぐらい良いことも，里子を預かりやすい状況になっている。

また日本の場合，親子関係が親密で，非常に長く，子どもを「一人前にする」まで，言い換えれば子どもが結婚するまで，親は何らかの責任を感じて

いる人が多いが，イギリスでは子どもは16歳以上になると，親から独立する場合が多い。子供は青年期以後は自分の行動の責任は自分でとるのが原則である。大学に進学する率は，最近では多少上がったが，義務教育を終えると，自分のしたい仕事に就くため，専門学校か就労しながら仕事を覚えていく道を選ぶ青年が多い。大学は授業料が親の収入に応じて決められ，殆ど無料であるが，国の税金を使っているので，成績不振であると，退学させられてしまう。従って，日本のように児童期から，いや，場合によっては幼児期から，塾に行くことは考えられない。親も子どもが勉強好きであれば進学させるが，必ずしも進学することが良いとは考えない。日本の母親の子育てへの周囲からの期待は過重なものがある。最近の若い日本の母親の子育て不安もうなずけるものがある。

前述した現代のイギリスの社会や家庭のあり方と，まだ血縁や氏の継承へのこだわり，「水入らず」という言葉が生きて使われている，日本人の家庭の在り方と対比させた。今後の日本の里子問題を考え，イギリスの家庭養護を参考にする場合に，家庭の在り方の違いも考慮しなければならない点と考える。

まとめと今後の課題

1）両国とも家庭を大事にする文化である。
2）家庭の中で子どもの存在が，日本では中心にある，一方イギリスでは夫婦が中心である。このことは，里親のレスパイトケアを考える場合大事な点である。
3）里親制度が日本は全国一律に運用されている。イギリスでは児童法（1989年）や里親サービス規則（2002年）で全国的規定はあるが，責任や運用は地方自治体にあり，地域差がかなりある。
4）イギリスでは里親探しは全国的に行われ，地方自治体だけでなく，独立機関（非営利・営利機関）も里親認定や研修等を行っている。
5）日本の児童相談所の児童福祉司は必ずしも，里子問題の専門職でなく，里親と里子の見立てや指導に長けていない。また職場の移動があって，十分なフォローができないし，里親委託優先という考え方をしていない。
6）児童相談所の担当者は里親と実親の間にあって，働きかけや手続きがはっきり規定されていない分，時間と手間がかかるので，里子委託を敬遠する。[23]
7）日本では里親への研修と講習が義務となっていない。
8）日本では里親が子育てに困難を感じた時の支援体制が不十分である。
9）里親になる家庭の評価が日本ではまだ検討段階である。

課題：今後日本で里親制度を推進していくためには，

1）親となる男女が子育てを共同でやっていく方策を考える。一般的に，男性の育児休暇取得率が非常に低いのであるが，里親となった男性には育児休暇を取得しやすくする特別の配慮を雇用者に義務づける。
2）里親の社会的承認（民生委員のような地位）を得るための方策を考える。
3）長期里親について，実親が子どもに一定期間関心をむけない場合は，法的に親権を一時停止すること。また監護権を里親に移すこと等を，司法が積極的に関わる。
4）今後日本でも，異文化の背景をもった里親へ，支援出来るワーカーを育成する。
5）専門里親への研修と経済的・心理的支援推進を図る。

注：

1．里親制度とは，家庭に恵まれない要保護児童が，両親や法的にきめられた保護者以外の家庭で里子として養育保護をうける制度である。イギリスでは里子法（Foster Children Act）が適用される。日本では児童福祉法に基づき，1948年に戦災孤児など恵まれない子供たちのために発足した。
2．イギリスは，イングランド，ウエールス，スコトランド及び北アイルランドからなる連合王国であるが，本著ではイングランドのみを対象とした。
3．小松隆二 『イギリスの児童福祉』p.26
4．朝日新聞 2001/6/8
5．平岡公一 「社会福祉の日英比較」p.153

6．社会保障研究所編　『イギリスの社会保障』p.303
7．平岡公一　前掲書　p.154
8．小松隆二　前掲書　p.94
9．BAFF Be My Parent 2002 June,July-August
10．社会福祉事典　社会福祉事典編集委員会編　p.145
11．1989（平成元）年に平成11年度までに高齢者の保健福祉サービスについて，目標を掲げた。しかし，1994（平成6）年には，見直しがおこなわれた。（新ゴールドプラン）
12．1990（平成2）年，老人福祉法を中心に，関連八法が改正された。福祉の基礎構造改革の総仕上げとして，地域福祉の推進，ノーマライゼーションや参加・評価等の概念を法的にも具現化した。
13．主要点は①サービス利用者と提供者の対当な関係の確立②総合的支援③効率性の確保④多様な供給主体の参入の促進⑤福祉文化の形成⑥情報公開等の事業運営の透明性である。（社会福祉士養成講座1　社会福祉原論 p.280）
14．2002　東京都社会福祉の手引き　P.132
15．松原康雄他　『児童福祉論』　P.130
16．2002年10月　NHKスペシャル　ウチらの子どもは50人
17．2002　日本こども資料年鑑　第6巻　p.209
18．養子・里親斡旋問題の再検討と改革の提言 p.60
19．柏女霊峰　『現代児童福祉論』p.196
20．前掲書　都社会福祉の手引き　p.132
21．養子と里親を考える会　『新しい家族』第41号 p.82
22．前掲書　p.81
23．前掲書　第40号　p.34-41

参考文献

浅井春夫　児童福祉改革と実践の課題　1998　日本評論社
阿部志郎・井岡　勉編　社会福祉の国際比較　2000 有斐閣
市瀬幸平　イギリスの社会福祉　1973　たいまつ社
小田兼三監訳　英国コミュニティ・ケア白書　'91 中央法規
柏女霊峰　現代児童福祉論　第5判　2002　誠信書房
柏女霊峰　児童福祉改革と実践体制　1997　ミネルヴァ書房
小松隆二　イギリスの児童福祉　1989　慶応通信
佐藤進他 福祉大改革 イギリスの改革と検証　'94 法律文化社
社会保障研究所編　イギリスの社会保障　1991　東大出版会
松原康雄・山形文治編著　社会福祉士養成テキストブック8　児童福祉論　2001　ミネルヴァ書房
福祉士養成講座編集委員会編集　児童福祉論　2001 中央法規
福祉士養成講座編集委員会編　社会福祉原論 2001　中央法規
毛利健三　イギリス福祉国家の研究　1997　東大出版会
Sir William Utting PEOPLE LIKE US 1997 TSO
養子と里親を考える会　養子・里親斡旋問題の再検討と改革提言　1999　（財）地域社会研究所
日本子ども家庭総合研究所・恩賜財団母子愛育会編
日本子ども資料年鑑　第6巻　2002　KTC 中央出版
社会福祉事典編集委員会編　社会福祉事典　2002　大月書店
東京都　社会福祉の手引き　2002
養子と里親を考える会　新しい家族　第33号（1998），第40号（2002）第41号（2002）
朝日新聞　2001/6/8
BAAF（英国養子縁組里親委託機関協会）Be My Parent 2002　June,JulyAugust
ビデオ 2002/10NHK スペシャル　ウチらの子どもは50人

里親制度[1]について